



幸手市アナログ規制の点検・見直し方針

令和 8 年 7 月

総合政策部政策課

総務部庶務課

目 次

1	はじめに	1
2	点検・見直しの目的	2
3	点検・見直しの位置付け・推進体制	3
	(1) 点検・見直しの位置付け	3
	(2) 推進体制	4
4	点検・見直しの対象範囲	5
5	点検・見直しの進め方	6
	(1) 対象となる規制の洗い出し	6
	(2) 規制根拠の分類	6
	(3) 規制のフェーズ区分	6
	(4) 規制の見直し工程表の策定	6
	(5) 規制の見直しの実施	6
6	進行管理	8
	(1) 工程表の策定	8
	(2) 各所属における進行管理	8
	(3) 全体の進行管理	8

1 はじめに

近年のデジタル技術の高度化とその利活用の進展により、生活様式や社会の在り方が大きく変化する一方、行政サービスにおいては、依然として書面や対面といったアナログ的な手法を前提とした規制や手続きが数多く存在している。

このような状況の中、デジタル技術を活用した利便性の高い行政サービスを提供し、市民がその恩恵を受けながら、より便利で豊かな暮らしを送ることができる環境を整えるためには、地方公共団体における積極的なデジタル化の推進が必要不可欠である。

国では、デジタル社会の実現を目指した構造改革の一環として、5つのデジタル原則を提示するとともに、この原則に基づいて国の法令等に基づくすべての規制について徹底した点検と見直しを行っている。

これを受けて、地方自治体としても、条例や規則などに基づく規制が障壁となり、デジタル技術を活用した業務改善が滞らないよう、国の取り組みを参考にしながら迅速かつ適切に対応していくことが求められている。

本市においても、このような背景を踏まえ、本市におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「幸手市アナログ規制の点検・見直し方針」（以下、「本方針」という。）を策定するものである。

2 点検・見直しの目的

国による法令等の点検・見直しの動きを踏まえ、本市独自のアナログ規制について、国が定める「構造改革のためのデジタル原則」（以下、「デジタル原則」という。）への適合性を点検し、規制の見直しに取り組むことにより、市全体のデジタル化を推進することを目的とする。

本市独自のアナログ規制を見直し、デジタル化を推進することにより、行政コストの削減が期待できるほか、様々な事務が無人化・自動化されれば、人手不足に悩む現場の課題解消や生産性の向上が図られるとともに、行政サービスの向上にもつながることが期待される。

【参考】構造改革のためのデジタル原則

デジタル臨時行政調査会（令和5年10月6日廃止）において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定。

原則	内容
デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則 （機動的で柔軟なガバナンス）	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民でデータを適切に共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

3 点検・見直しの位置付け・推進体制

(1) 点検・見直しの位置付け

「幸手市D X推進計画」20～21 ページにおける「⑥アナログ規制の点検・見直し」に基づき、アナログ規制の点検・見直しに取り組んでいく。

【幸手市D X推進計画】(抜粋)

(3) 必要とされる取組と効果

⑥ アナログ規制の点検・見直し

デジタル技術を活用した、利便性の高いサービスが増加する中、デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直しを行い、行政サービスの向上や業務改革の取組を進めます。

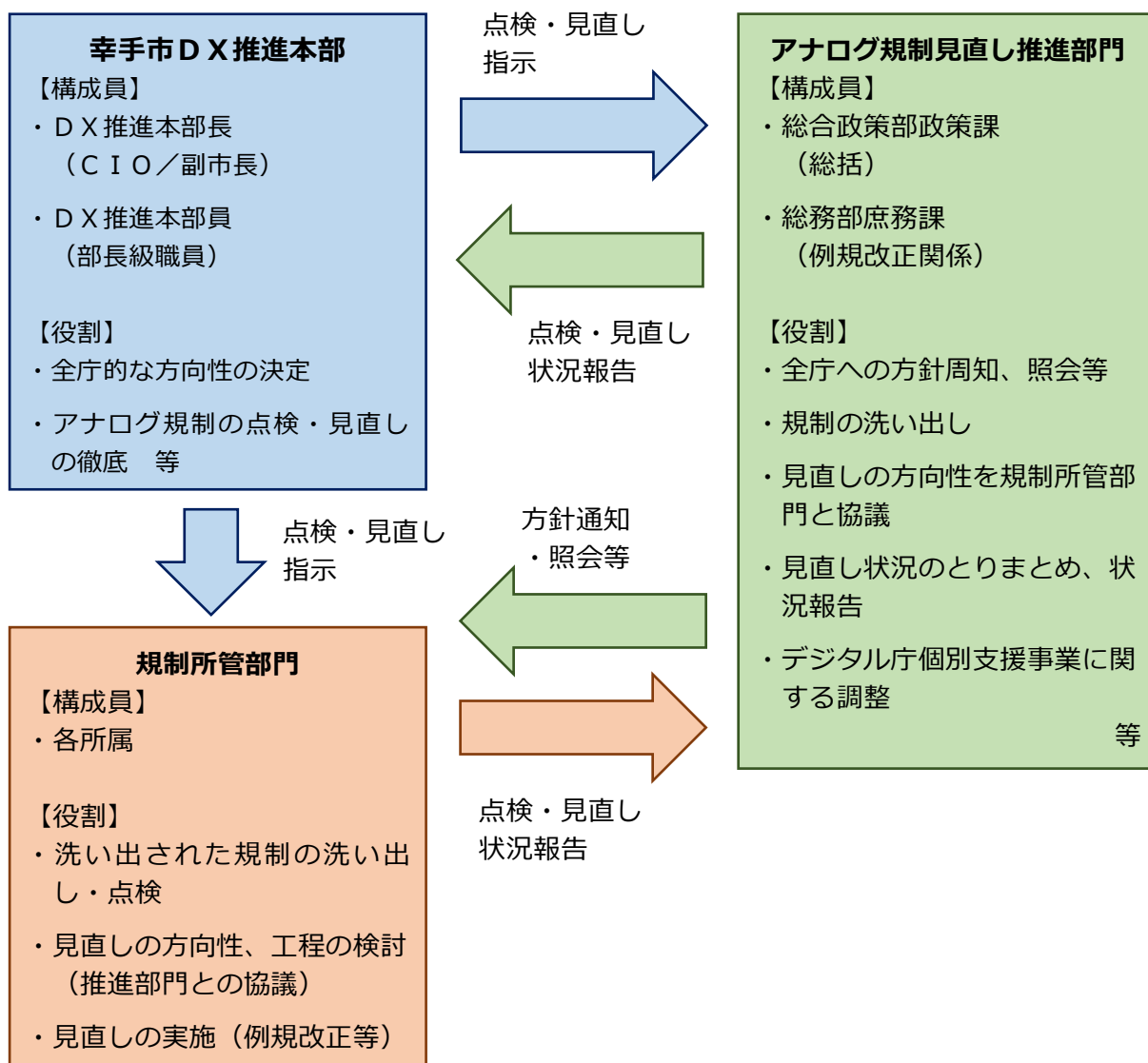
(4) スケジュール

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
⑥アナログ規制の点検・ 見直し			点検・見直し・例規改正等		

（２）推進体制

幸手市ＤＸ推進本部において、全庁横断的な体制を構築し、方向性の決定、規制の点検・見直しの徹底・指示を行い、各部局等において、規制を所管する部門として、条例等に基づく規制の洗い出し、見直しを進めていく。

【推進体制イメージ】



4 点検・見直しの対象範囲

点検見直し作業については、本市が定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程、要綱、要領）を対象とする。

デジタル臨時行政調査会では、国が定める法令等の中から、代表的なアナログ規制 7 項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定を対象としていたことを踏まえ、本市においても、代表的なアナログ規制 7 項目に該当する規定を対象とする。

また、当該 7 項目に該当する規定以外のものについても、国の動向を踏まえながら必要に応じて、点検・見直しを行うこととする。

表 代表的なアナログ規制

規制項目	規制の内容
①目視規制	人が現地に出向き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
②実地監査規制	人が現場に出向き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
③定期検査・点検規制	施設や設備・状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
④常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
⑤対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
⑥書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
⑦往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

【参考：代表的なアナログ規制である 7 項目】

デジタル臨時行政調査会においては、アナログ規制の見直し方針（デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和 4 年 6 月 3 日 デジタル臨時行政調査会））の取りまとめと並行して、代表的なアナログ規制である 7 項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令等の規定を洗い出し、一つひとつの規制について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。

5 点検・見直しの進め方

法令等に基づく規制と趣旨や目的が類似する規制については、国における見直し状況を参考に、同様の見直しを行っていくことが効率的である。

よって、見直しにあたっては、デジタル庁発行「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」等を参考に進めるものとする。

（１）対象となる規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制（代表的な７項目に該当する規制）を洗い出す。

（２）規制根拠の分類

洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠（国の法令等に基づくものか、県の条例等に基づくものか、あるいは市の条例等に基づくものか）を分類する。

【規制根拠の分類の必要性】

国の法令や県の条例等に基づき定める規制は、国や県の動向を注視しながら見直しを進める必要がある一方、市の条例等に基づき定める規制は、市自らの判断で主体的に見直しを進めることが可能であるため、優先的に見直しに着手すべき規制を明確化する観点から分類を行う。

（３）規制のフェーズ区分

それぞれのデジタル化の進捗度合いを３つの段階（フェーズ）に区分する。

IoT 等の新技術の導入やリスク評価の高度化といったデジタル原則に適合する手段が、現時点で全く活用されていない規制と一部のみ活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、まずはそれぞれのデジタル化の度合いを整理する。

（４）規制の見直し工程表の策定

上記の現状把握を行った全ての規制について、見直しの方向性（要否）、見直し後のフェーズ区分（到達点）、見直し時期等を定めた見直し工程表を策定する。

（５）規制の見直しの実施

見直し工程表に基づき、各所属等において条例等の改正を含む見直しを実施する。

また、見直しにあたっては、単なる例規改正にとどまらず、B P R（Business Process Reengineering；業務手順の再構築）にも取り組むものとする（「幸手市B P R実施ガイドライン」を参照）。

表 フェーズの考え方

フェーズ 規制区分	フェーズ1 (アナログ規制存置)	フェーズ2 (技術活用・過渡期)	フェーズ3 (デジタル完結・規制撤廃)
共通整理	アナログ義務・ 代替手段不明確	情報収集の遠隔化・ 人による評価	情報判断の 自動化・無人化
①目視 ②実施監査	- 法令等で「目視」「巡視」「見張り配置」等を規定 - 法令等により「目視等」「見張り」と規定されているが、代替手段が不明確	- ドローン、カメラ、センサ等による情報収集の遠隔化 - 最終判断・評価は人が実施	- AI等による判断の精緻化 - 人の介在を要さない自動化・無人化
共通整理	アナログ規制存置	デジタル技術の許容	規制の全部撤廃
③定期検査・点検	定期的な検査や人の常駐・専任を法令等で義務付け	遠隔管理・点検を許容	常時監視等による定期概念の撤廃
④常駐・専任		IoT、常時監視等の活用を許容	常駐・専任義務の撤廃
共通整理	アナログ規制存置	デジタル技術の許容	デジタル完結
⑤対面講習	- 対面での講習受講を規定 - デジタル手段の可否が不明確	- オンライン講習を可とする - 受講申込のオンライン化 - 受講票・修了証のデジタル発行	申込から受講、修了証発行までのデジタル完結を基本とする。
⑥書面掲示	書面の物理的掲示・現地往訪を義務付け	アナログ手段に加えて、デジタル・オンライン手段の併用を許容	掲示等のデジタル完結を基本とする
⑦往訪問覧・縦覧		- 閲覧情報のデジタル化を可とする - 申請時のオンライン手続きを可とする - インターネット閲覧を可とする	- 申請・閲覧等のデジタル完結を基本とする - 縦覧等のデジタル完結を基本とする

6 進行管理

(1) 工程表の策定

全庁的な洗い出し・点検を令和8年度に実施し、各規制の見直し工程表を策定する。

(2) 各所属における進行管理

関係各課は、上記の見直し工程表に沿って、計画的に見直しができるよう、各所属長指揮のもと、進捗状況の把握・管理を行う。

(3) 全体の進行管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し、取組を推進するため、幸手市DX推進本部において、定期的に進捗管理等を行う。

表 アナログ規制の見直しスケジュール

区分	令和8年度									令和9年度								
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
① 幹部職員向け説明会	★																	
② アナログ規制の洗い出し作業	★	→																
③ 見直し作業担当職員向け説明会			★	→														
④ アナログ規制の見直し検討				●	→	→	→	→	→									
⑤ 工程表の作成・公表						★	→	→	→									
⑥ アナログ規制の見直し実施 (運用変更・例規等改正)							●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

★…推進部門による作業等、●…規制所管部門による作業等

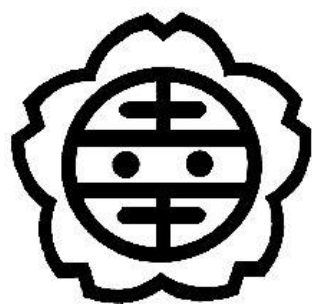
なお、アナログ規制の見直し実施（上表⑥）については、令和9年10月以降も適宜行うものとする。

幸手市アナログ規制の点検・見直し方針

令和 8 年 7 月策定

発行：幸手市

編集：幸手市総合政策部政策課・総務部庶務課



幸 手 市